

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第 9 号

損害賠償の額の決定について

学校管理下における事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

長岡京市下海印寺在住の者

2 事故の概要

令和 6 年 1 2 月 7 日午前 1 0 時 3 0 分頃、長岡第四中学校グラウンドでクラブ活動をしていた野球部のボールが、フェンスを越えて民家の雨戸を直撃したものである。民家の雨戸にへこみが生じた。なお、怪我をした者はなかった。

3 損害賠償の額

4 5, 1 0 0 円